

第三十一回国会
衆議院

商工委員

會議錄

第三十七号

昭和三十四年三月二十七日(金曜日)委員長の指名で次の通り小委員及び小委員長を選任した。

請願審査小委員

小川 平二君 小泉 純也君
小平 久雄君 中村 幸八君
南 好雄君 加藤 謙造君
田中 武夫君 松平 忠久君
請願審査小委員長 中村 幸八君

昭和三十四年三月二十七日(金曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君
理事小川 平二君 理事小泉 純也君
理事小平 久雄君 理事中村 幸八君
理事南 好雄君 理事加藤 謙造君
理事田中 武夫君 理事松平 忠久君
新井 京太君 岡部 得三君
岡本 茂君 木倉和一郎君
坂田 英一君 始関 伊平君
関谷 勝利君 中井 一夫君
野田 武夫君 板川 正吾君
今村 等君 内海 清君
大矢 省三君 勝澤 芳雄君
小林 正美君 鈴木 一君
堂森 芳夫君

出席政府委員

法制局事務官 吉國 一郎君
(長官総務室主 幹)
人事院総裁 淺井 清君
人事院事務官 瀧本 忠男君
(給与局長)
總理府事務官 坂根 哲夫君
(公正取引委員 会事務局局長)

總理府事務官 山口 西君
(行政管理局長) 大藏政務次官 山中 貞則君
通商産業政務次官 中川 俊思君
特許庁長官 井上 尚一君
委員外の出席者 議員 清瀬 一郎君
通商産業事務官 伊藤 繁樹君
(特許庁総務部 長) 通商産業事務官 荒玉 義人君
(特許庁総務部 長) 改正調査審議室 長 門 員 越田 清七君

三月二十七日

委員坂田英一君及び鈴木一君辭任につき、その補欠として坂田英一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小坂善太郎君辭任につき、その補欠として坂田英一君が議長の指名で委員に選任された。

同外六件(野口忠夫君紹介)(第三〇一八号)
同外六件(正木清君紹介)(第三〇一九号)
日中貿易再開の決議に関する請願(野田武夫君紹介)(第二八九六号)
中国産生漆輸入に関する請願(阿部五郎君紹介)(第三〇二〇号)
同外三件(田中稔男君紹介)(第三〇二二号)
同外七件(原彪君紹介)(第三〇二三号)
同外八件(門司亮君紹介)(第三〇二三号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

小委員会設置並びに小委員及び小委員長の選任に関する件
特許法案(内閣提出第一〇八号)(參議院送付)
特許法施行法案(内閣提出第一〇九号)(參議院送付)
實用新案法案(内閣提出第一一〇号)(參議院送付)
實用新案法施行法案(内閣提出第一一一号)(參議院送付)
意匠法案(内閣提出第一一二号)(參議院送付)
意匠法施行法案(内閣提出第一一三号)(參議院送付)
商標法案(内閣提出第一一五八号)(參議院送付)
商標法施行法案(内閣提出第一一九九号)(參議院送付)

特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第一六〇号)(參議院送付)
特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五七号)(參議院送付)

○長谷川委員長 これより會議を開きます。

特許法案、特許法施行法案、實用新案法案、實用新案法施行法案、意匠法案、意匠法施行法案、商標法案、商標法施行法案、特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、特許法等の一部を改正する法律案、以上十法案を一括して議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。田中武夫君。○田中(武)委員 私は特許法関係法案につきまして、順序を立てて御質問をいたしたいと考えておりましたが、他の委員会との関係等で政府委員の出席等の関係もございまして、散漫になりますので、重点的に御質問いたしたいと思います。

まず第一に長官にお伺いしたいことは、一昨日の八名の参考人のうちで、まず発明協会の会長でしたか理事で、井上さんと村瀬さんは審議会のメンバーとして参画した人である。この人を除く五名の人は反対の態度を明らかにいたしております。その反対の理由は、一口に言うならば、四十年來の特許法関係の法律を改正するに当たって、何もそう三カ月か半年を急がねばならないであらうか、もっとじっくりやったらいいのではないかと、こういうことと、関係者もこのことについて十分に前もって知らされてなかった、こういうことが大きな理由のようであり、このことについて長官にお伺いいたしたいのでありますが、本法は施行は來年の四月一日になっております。特許料金が本年四月一日というところでございますが、法の施行は來年の四月一日です。それならばなぜそんなにあわててこの法案を処理しなければならぬ理由があるのか、こう考へるわけなんです。井上参考人は、そのために六年ないし八年の準備をした、十年近い十分の準備期間があったのだから早く上げてくれ、こういうことなんです。私時間があれば参考人にも伺いたかったのですが、準備期間が長かったから国会審議は短時間でいいということはないかと思ふ。來年の施行に関するものであるにかかわらず、なぜそんなに急がねばならないのか、一つお伺いいたします。四十年來はっておいたものである。しかもこれを改正する理由、いわゆる審査の書類がたまる、手続がおくれるということ、法等の問題でなく機械の問題ではなかろうかと思ふ。あるいはまた、たしか齋藤さんであったかと思ふすが、参考意見の中には、日本は外国特許の殖民地になる、だから早く直してくれ。しかしそれも直接法と関係があ

るとは考えられない。そういう点についても逐次御質問したいと思っておりますが、今申しましたなせその必要があるのか、施行は来年ではないか、この点について急ぐ理由は特許料の値上げだけではなからうか、こう思うのですが、いかがですか。

○井上政府委員 本法案は、実は去年の通常国会に間に合えば準備のできた分だけでも提案したいというくらいに考えておいたわけでございましたが、ちょうどいろいろ国会の都合、空気等の関係もあったものでございまして、今、今回の提案ということになった次第でございます。その法律改正を必要とする理由でございますけれども、これは先日今回の提出法案の提案理由の説明中にも申しました通り、今度の改正の項目といたしましていろいろな点がございまして、ただいま御指摘の、参考人といましての発明協会理事長の発言に関連しましての御質問がございましたので、この点に関連して申し上げてみたいと思っております。

まず第一に、今回の特許法改正の理由の一点といたしまして、国際的視野の拡大と申しますか、具体的に申しますれば、発明の新規性判断の基準につきまして、外国で頒布された刊行物の記載をもこれに加えることと改正した点がございまして、特許を受けることができる発明と申しますのは、言うまでもなく御承知のように新規なものななければならぬわけでございまして、その新規な発明とは何かという場合に、現行法におきましては、国内で公知または公用でないもの及び国内で頒布された刊行物に記載されていないことというふうになっているわけでござ

いまして、その地理的範囲を国内というふうに行う法では限られている次第でございますが、今回は刊行物に限りましてはこれを拡大しまして、外国で頒布された刊行物に記載されているようなアイデア、そういう発明につきましてもこれを特許しないということに、この点を改正したいと考える次第でございます。この理由は、一言で申しますれば、外国では刊行物にもうすでに記載になっている、言いかえれば、外国では特許にならないという発明、アイデアにつきまして、その刊行物がたまたま日本にはまだ来ていない、頒布されていないというだけの事情で、日本に特許を出願しますれば、それが堂々と特許権として認められるということでは、これは日本の産業経済に対する不当な圧迫になる、かように考える次第でございます。言いかえまして、ば、国際交通、通信が非常に発達しました今日としましては、外国において頒布された刊行物に記載されてあるような事項につきましては、何人もこれを利用することができるような状態にあるわけでございまして、そういうようなものも、これを新規性が無いものとして扱うことが必要である、かように考える次第であります。言いかえまして、れば、こういう現行法の状態を続けて参りますと、外国では特許にならないようなそういう発明、そういうアイデアが日本に出願して参りますれば、すぐ右から左に、日本ではそれが特許として通るというところは、いろいろな点からこれは不都合であり、また日本の産業経済に対する非常な圧迫になるということを思う次第でございます。この点が先刻引用になりました発明協

会理事長の発言のあった点かと考える次第でございます。なおこの事由以外としまして、われわれといたしましては、たとえばきのうの委員会でも申しましたような原子核変換の方法により製造されるべき物質、そういう物質の発明につきまして特許出願がございした場合、現行法ではこれを特許するほかないということになるわけでございしますが、そういう今日の科学技術進歩の所産でございする原子核変換の方法により製造されるべき物質という重要な発明について特許を認めるといふことは、原子力政策の点から申しまして、あるいは日本の原子力産業の今日の発達の段階から申しまして、これはきわめて不適当である、そういうふうな理由から、これをやはり不特許理由といたしまして至急加える必要があると思ふ次第でございます。なお、このほかいろいろな改正項目中、なすべくすみやかに改正をこの際加えたいと申す点がございするわけでございしますが、これは省略したいと思っております。一、二の例を申し上げましてこの法律改正ができるだけすみやかに制定されまことを、われわれとしては念願いたしました理由の一端を申し上げます。

それから次の問題としまして、この法律改正ということと審査の促進という点とは、必ずしも直接関連がないではないかという点についての御指摘でございますが、これは法律改正の問題が、審査の促進、迅速化ということ

に関連を持っている面もございしますが、同時に持っていない面、すなわち法律自身の問題ではなくして、むしろ特許行政の実際上の運用の改善の問題という面がございします。すなわち、何と申しましても審査の促進というところは、人員の増加でございしますとか、あるいは審査官、審判官の実力の涵養でございしますとか、資料の整備であるとか設備の改善であるとか、そういう予算的措置を要する面がたぶんございしますが、こういう問題は直接には法律改正の問題ではなくて別の問題でございしますけれども、同時に法律改正の問題としても、審査の促進に関連した点が少くないわけでございします。これの一例を申しますと、今度実用新案法の改正の一点といたしまして、従来実用新案の権利の対象は型ということになっていましたのを、今度は考案というふうに変更した次第でございしますが、この点につきましての詳細な理由は、別の機会に申し上げたいと存じます。

従来発明は、特許の対象としての発明として、実用新案の対象としての型とを峻別して運用して参りました。また法律もそういうふうな区別をする建前でございしましたが、そういう運用の結果、同じものに対して一方では特許権が認められる、一方では具体的な型に就いて、これには実用新案権が認められるということをやって参りましたので、従来はある考案、発明について特許権を得ようとするものは特許出願をしますと同時に、この発明から生まれるべき具体的な型が想定されるものをいろいろ防衛の必要上、他人がその型について実用新案権を取っては非常に困るといふ意味合いから、防衛の必要

上、実際自分としては積極的に権利を取る意思なきにもかかわらず、実用新案の登録をどんどん出願してくる、そういう面もいろいろあったわけでございします。こういう点が実用新案登録出願を、現実の必要以上に増加させておるといふ面が確かにあるわけでございします。そういう面の改正が真に必要な、真によい考案についてのみの実用新案登録出願の件数の減少、よい意味での実用新案登録出願の減少という効果が、ここにあるわけでございします。そういう点は裁定の迅速化という点に相当な関連を持っておる点でございします。

次に第三の問題点としまして、来年四月一日から新法を実施、施行をするというのに料金改定のみはこの際急やろうとする理由は何かという御指摘でございます。

○田中(武)委員 僕の質問をあなたは曲解している。一つ一つ言います。長い答弁は要りませんから。私の言っておるのは、法がかりに今国会で通ったとしても、実施は来年の四月一日なので、本年四月一日から実施するのは特許料金だけなのです。それならば、そう急いで何も今国会でぜひ通すと云わなくても、先日の参考人の意見にもあったように、もっと期間をかけて検討させてくれ、来年の四月に間に合わせればよいじゃないか、急いでおるのは特許料値上げの点だけと違うのか。は特許料値上げの点だけに違わないのか。

○井上政府委員 今度の改正は非常に大きな改正でございしますので、この改正の内容の産業界に対する周知徹底にも相当の時間を要するわけでございま

上、実際自分としては積極的に権利を取る意思なきにもかかわらず、実用新案の登録をどんどん出願してくる、そういう面もいろいろあったわけでございします。こういう点が実用新案登録出願を、現実の必要以上に増加させておるといふ面が確かにあるわけでございします。そういう面の改正が真に必要な、真によい考案についてのみの実用新案登録出願の件数の減少、よい意味での実用新案登録出願の減少という効果が、ここにあるわけでございします。そういう点は裁定の迅速化という点に相当な関連を持っておる点でございします。

次に第三の問題点としまして、来年四月一日から新法を実施、施行をするというのに料金改定のみはこの際急やろうとする理由は何かという御指摘でございます。

○田中(武)委員 僕の質問をあなたは曲解している。一つ一つ言います。長い答弁は要りませんから。私の言っておるのは、法がかりに今国会で通ったとしても、実施は来年の四月一日なので、本年四月一日から実施するのは特許料金だけなのです。それならば、そう急いで何も今国会でぜひ通すと云わなくても、先日の参考人の意見にもあったように、もっと期間をかけて検討させてくれ、来年の四月に間に合わせればよいじゃないか、急いでおるのは特許料値上げの点だけと違うのか。は特許料値上げの点だけに違わないのか。

す。そういう準備を要する関係と、それからもう一つは法律の施行に関連して政令、省令の準備を行う必要がございます。これも量的に相当大きなものになる予定でございますので、そういうような政令または省令の準備、法律改正の内容の周知徹底という点から、どうしても改正法律の実施には相当長期の期間準備を要するというわけで、来年四月一日からということに新法施行を考へておりますが、料金の点につきましては、実は現在特許料については前もって数年分特許料の納付を行うことができるという建前があるわけでございます。

（委員長退席、中村（幸）委員長代
理着席）

来年四月一日以降からの料金改定ということで、われわれは当初考へたわけでございますが、そうなりますと、来年四月一日になりますまでの間、非常に長い間将来に向けて効力を發揮するようの特許権についての特許料の前納、一括しての前納が殺到する。そういうことはむしろこの際考へる必要があるというわけで、立法の方法としては、この新法中、料金に関する部分につきましては、従来料金改定の普通のやり方として、公布と同時にこれを実施をするというのが通常の方法でございますので、新法中この料金改正に関する部分を抜き出しまして、新法の公布と同時に実施をやりたい、かように考へた次第でございます。制度が変わります関係上、それが法律技術的にむずかしいものでありますので、やむを得ず現行法中の料金部分のみを改定いたしました。そうして現行法が新法移行する、その移行を円滑にしよう、

こういうわけで、料金の部分につきま
してのみ、新法公布と同時に料金改定
実施の効果を上げよう、こういう考へ
でございます。

○田中（武）委員 法を出される以上
は、ある程度政令等についてはもう考
えられておると思う。施行のための政
令を用意する、それだけに一年の余裕
は私必要ではないと思う。また膨大な
法であるから周知徹底せしむるために
期間を要する、当然だと思います。だ
が、国会提出に至るまで、先日の参
考人の意見では、ほとんど秘密裡に
作業が行われたごとく申しております。
それならば、国会提出以前に十分
関係者の意見を聞く機会を持つとか、
あるいはまた十分徹底せしむるよう
にしてやれば、改正になる点が国会で
修正になつても、その根本的な修正
わけじゃない準備期間というか、一般
関係者に知らしめるための期間とい
うことも、何れ来年の四月から実施
する法律をそんなに急ぐという必要は、
私はないと思う。先日の参考人の意
見の中、弁理士会においても、ほとん
ど知られておつたと言つておる。あな
たは知られておつたと言つておる。私
が聞いたところでは、この「パテント
」という雑誌の一九五七年十月号、す
なわち一昨年の十月号で、これは第三
国会の案だそうですが、それが掲載せ
られている。それで初めて知つた、こ
ういふことなんです。しかしその中
では、だいたい提出法案とは違ふ点
がある。たとえば第三国会の六十九
条あたりが變つておる。また特許料
の値上げの問題なんか、ほんとうに
突如として出されたものである、こ
のように聞いておるのですが、周知徹
底せしむる準備期

間が必要であるというならば、今ま
でにそういうことは十分行い得べき
だと思ふ。それをやらすして、法を通
してから一年ということは、私前後の
関係はあろうとしても、それだけが急
理由とは考へられない。いかがでし
ょう。

○井上政府委員 もちろん法案の立案
の過程を通して、われわれとしま
しては、要綱の発表、法案の原案、草
稿の発表、そういうことを通してし
て、できるだけ関係方面に、この内
容につきまして、いろいろ周知徹底を
こし、今あなたが答へたことについ
ては、他の政府委員の方、直接関係
の方に對する質問を急ぐために除い
ておいて、あとからまたゆっくりあな
たに聞いていくことにいたします。そ
れは、改正案では七十一條関係にな
りますが、第七十一條は参議院にお
いて「解釈」となつてあつたのを「判
定」に修正になっております。ところが、
この判定は行政処分ですかどうで
すか。たとえば百七十七條にある決
定、査定、審査あるいは審判または
再審査云々、こういう行為と、この判
定とは法律上の性質として同じで
すか、違いますか。

○田中（武）委員 私が言つてゐる点と
はちよつと食い違ひがあるように思
うのだが、こういうことばかりやつ
ておつては何もならぬので、どんび
しやいきたいと思います。先ほどちよ
つと例に上げた「パテント」の一九
五七年の十月号に第三国会の案が出
されておる。これをもつて初めて弁
理士会の会員の人は知つた、こ
ういふことでは、今あなたが答へた
ことについて、

○田中（武）委員 そうしますと、この
判定に異議のある者は百七十七條
の規定する処分には該当すると思
います。

○井上政府委員 私には先ほどの判定と
申しますのは、こちらの百七十七條
の規定する処分には該当すると思
います。

○田中（武）委員 できると思ひます。
○田中（武）委員 そうしたら百七十八
條以下の訴訟の対象にはなりません
か。

○井上政府委員 百七十八條の規定に
は該当しないと思ひます。

○田中（武）委員 そうすると、この判
定に異議のある場合は百七十七條に
よる訴訟は許されるが訴訟対象には
ならない、こういうことですか。

○吉國政府委員 今特許庁長官からお
答へ申し上げました通り、百七十七
條の処分の中には七十一條の判定は
入ると考へております。もちろん訴訟
の対象にもなりますが、百七十八條
あげておりますような東京高等裁判
所の専屬管轄になりますような訴訟
ではないと思ひます。一般の行政事
件訴訟特別法によります訴訟として
地方裁判所に回ることになると存
じます。

○田中（武）委員 今の法政局の答
弁と長官の答弁とは食い違ひました。
長官はこの判定は行政処分ではない
と思ひます。私は行政処分だと思
ひます。法制局がおつしてゐるのは
行政処分として一般の訴訟対象に
なるということなんです。

○吉國政府委員 百七十七條の「この法

律又はこの法律に基く命令の規定により行政庁がした処分」の中には入ると申し上げたわけでございます。特許庁長官の答弁も百七十八条で申しております。訴えの対象にはならないと申し上げただけでございます。一般の訴訟としては七十一條の第一項の判定もその対象になり得るということでございます。答弁に食い違いはないと存じております。

○田中(武)委員 私の方で言っているのは、判定は法的な解釈としては、行政処分として解釈していいかどうかなんです。長官は行政処分ではない、あなたは行政処分だという上立つての答弁なんです。

○井上政府委員 先ほどの私の言い方が、あるいは不正確であつたかと存じますが、判定は特許庁の鑑定と考えるべき性質の行為であるが、これは広い意味における行政処分というふうに考えてよいと考えております。

○田中(武)委員 広いじゃなくて、行政処分なんです。この点あとでもっとやりましょう。

大蔵次官が急いでおられるそうです。から大蔵次官に先に御質問いたします。

実は御承知のように当委員会において特許法関係その他の工業所有権立法十法案の審議を今やっております。そこでちょっと大蔵省としてのお考えを伺っておきたいのですが、今日特許あるいはその他の意匠とかあるいは新案、その他の出願から決定にいたるまで期間が相当かかる。これは機構の問題が多いのです。よく特許庁の予算関係を見てみましたら、三十二年度の歳出と歳入を見た場合に、いわゆる歳

入は歳出を三千万円上回つておる、すなわち黒字である。これが国庫の収入となつておるわけなんです。ところがこの法案によつて約二倍に特許料を上げようとしておる。その結果三十四年度で大体四億何千万円の黒字になるわけなんです。特許庁を特別会計というお考えであるならば、歳入歳入の関係をそういうふうに考えていいともいふと思うのだが、一般会計です。大体大蔵省の見方は特許庁を独立会計といひますか、独立採算制を考へておられるのか、言いかえるならば特許事務を一つの企業のように考へて、政府はもうけようとしておられるのか、この点を一つお伺ひいたします。

○山中政府委員 私の役所はとること非常に熱心な役所のように思われておるのでありますが、ただ特許庁に關しましては私も独立採算をしいる、もしくはそれを基本とする考え方には立っておりません。やはり特許行政の上に必要な行政経費というものを盛り込んでいく。今回たまたま御指摘の八億五千万円ほどになります。料率改定による増収、すなわち約二倍と言われましたが、飛躍的な増収を期待いたします。料率の改定と、実行歳出面の予算等を飛躍的にさらに二倍にするかという関連的な考え方、実は立っておりません。やはり特許行政のあり方については必要経費を計上していくという考え方を、基本にいたしております。

○田中(武)委員 先ほど長官と質疑応答をやつておつたときに、法の施行は来年の四月一日、料金だけはことしから上げるという。そういうことでありながら、三十四年度の特許料の歳出予

算を見ましてもあまりふえていない。従つて人員その他機構等の関係で、特許事務が滞滞してゐる、こういうことなんです。しかも予算を見た場合に、たとえば先ほど言つたように三十二年度では三千万円の黒字をあげておる。それならば少くとも特許事務をスムーズにやるためには、特許庁の人員その他について、あるいは今度の改正によつて外国の刊行物その他を十分調べなければならぬということになりま

す。そういうような予算が十分あるかと言ひましたら、そういう予算も十分つけられていない。また本法の国会提出に當りまして出されてきておりますところの特許事務など七七年計画といふのは、人員等も逐次ふやうといふ計画もあるわけなんです。そういうことに対して今後大蔵省としては十分に配慮をしていくという用意があるのか。さしあたり三十四年度には、一躍二倍の特許料をとるとなれば四億一千万円の黒字がもう明らかにかつておるわけなんです。少くとも来年を待たずして、来年度でも直ちに機構を拡充する、従つて特許庁予算をもっとふやす必要があると思ふ。そうでなければ、少くとも三十四年度で四億一千万円をもうけようとしておる、こ

ういわざるを得ないわけなんです。そこで補正予算でも出して、この法案がかりに国会を通つた場合に実施するに當りて十分な予算をつけるだけの考えを持つておられるか、この点を確かめておきたいと思ひます。

○山中政府委員 純粹に予算的な立場から最初にお答え申し上げますと、料率改定のみを一年早く実施することにつきましては、特許庁長官あたりから

らすでに話が行われておると思ひます。ので詳しくはふれませんが、現在の旧料率前納制度が拒否できない以上は、前納制度といひますか、そういう形式も予想されまじ、さらに、さなきだに御指摘を受けておりますような事務をさばく能力と申しますか、特許庁の能力では非常に事務の混乱を予想されますので、やはり料率改定だけは先

にやつておこうということにしたわけでありますが、そういったしますと御指摘のような飛躍的な約二倍に近い増収が歳入面に見込まれる。一方三十四年度の予算に當つては、そのような増加が見込まれてない。根本的な考え方につきましては、先ほど特別会計的な収支と採算を考へていないことを申し上げました。が、本年度飛躍的にふえておらないといひますのは、一つには前年度に退職金の見積りと、共済組合の負担金の計上に當りまして、特許庁と私の方との話し合いに若干の見込み違いと申しますか、結果的に言ひますならば、実績によつて相当な残が出てしたので、やはりこれも実績に應じて義務計上の金額でありますから載せるのが至当であらうということ等が関連をいたしまして、こういう予算になつたわけでありま

す。予算的にはさうでありますが、さて今後どうするかという問題であります。補正予算等の場合において歳入に見込んで、相当大幅な特許料の歳出を考へるかということについては、私も私どもは現在のところ、本年度歳出予算としては考へておりません。しかしながら、しからば特許料の予算、すなわち規模に應ずる行政能力はこれでよろしいかということになりますと、これは甚だ疑問々言われており

ます。すなわち、単に特許出願関係者ばかりでなく、日本の特許行政の事務遅滞と申しますか、そういうことにおいていろいろの非難あるいは意見等が出ております。私どもの日本人の持つております能力のうち一番金のかからない、そして一番すぐれた頭脳から発する資産と申しますか、そういうものを有効に生かすためには、諸外国等の文獻、もしくはその他の特許事務参考書類等についてすみやかにこれを照合し、もしくはそれに伴つて事務がすみやかに片づけられるということが、やはりわれわれの理想でなければならぬと思ひます。従つて、私どももいたしましては、料率改定による増収等も十分考へまして、来年度の予算の編成におきましては、これに対して十分の配慮を用いていくつもりであります。幸ひ官庁の配置転換等が予想されておりますが、特許庁も、通産省等が出て行きますと、事務の部屋の使用上も非常に円滑になると思ひますので、そういう面からも考へまして、私どももいたしましては、皆様の御指摘なり、御希望になつております方向に、予算を十分配慮していききたいと考えております。

○田中(武)委員 特許事務といひますか、工業所有権付与ということを企業と考へて、もうけよう、政府がこういふ考へでないことだけは一応了解しよう。だが、再来年度、三十五年度からは考へようということなんです。が、今現在審議されておる——二、三日のうちに通ららるゝが、三十四年度の予算を見た場合に、この特許値上げによる四億一千万に近いものが歳入の面で考へられていない。また歳出の面

から考へられていない。また歳出の面

から考へられていない。また歳出の面

から考へられていない。また歳出の面

から考へられていない。また歳出の面

で、これだけをもうけるのなら、補正予算でも出して人員の強化を直ちにやる。先ほどの特許庁長官の話では、かりにこの国会でこの法案が通っても、実施の来年度まで一年間ぐらいいろの準備が要る、こういうことです。従って、本法が施行せられてから新しい人員を入れても、直ちに役に立たない。そのためには、すでに本年度から人を養成する必要がある。そういう点で、補正予算でも考える必要があるのかどうか、三十四年度予算を補正するお考えがあるのかどうか、これをお伺いします。

○山中政府委員 特許庁長官からお答えのニュアンスもよく聞いておられますからわかりませんが、合っておると思います。先ほどお答え申し上げました通り、私どももいたしまして、この料率改定を一年早くやりました理由は申し上げた通りでございます。こをもつて、歳入の大幅な増加があったから、まあ御表現によればもう過ぎるということですが、私どもとしては、もうけるためにやっておる意思は毛頭ないのであります。現実にはそれだけの増収があることは、これはそれだけ法律改正その他によりまして、今後新しい事務も習熟せしめなければならぬし、あるいはそれに応ずる内容も整えてやらなければならぬというものが伴うものであることは十分承知いたしております。しかしながら、じゃこれを本年度補正でなく見てやるかということにつきましては、本年度予算上は認めておりますので、さらにこれを補正でどうするということについては、私の方としては

考慮いたしておらないつもりであります。

○田中(武)委員 二十名の増員ということは、すでに本年度の歳出に認められておる。それに比べて、料金を二倍に上げるの四億一千万円の増収になる、黒字になるのです。来年度からこの大きな法律が実施せられる。これを完全に実施するためには、もっと人員も必要である、だから、三十五年度で考えたとしても、入って直ちに役に立つものじゃない。長官は一年の準備期間には必要だ、こう言っておる。それなら、そういう人員についても、本年度から入れて準備する必要もある。あるいは外国の刊行物等も調べるというなら、予算も足りない。だから、大蔵大臣をお呼びしておったんですが、大臣が予算委員会等の関係があつて、親愛なる次官が見えておるんだから、大臣にかつて次官から、ここで一つ補正予算も考えると言つてもいいじゃないか、四億一千万円ただ取りするんじゃないか、こういう心配があるんですが、どうですか。

○山中政府委員 非常に親愛感を表現してもらひまして、私もそういう気持ちで答へておりましたが、先ほど申し上げておりましたように、事務に習熟する必要があるということは、直ちにここで法律を改正して実行するということが、実際すぐにマツチしない点があるから、一年延ばして習熟させるという意味であろうと思うのであります。長官の答弁もそうであろうと思つて、だから、そのために人員を今から備えて一年後に広げておかなければならぬのだというところに直接結びつくものではないと私は考えます。歳入が飛躍的に

ふえるのであるから、人間もふやしたらどうかということになりますと、特別会計的な議論と違ひますので、私どもの部下であります国税庁の職員が非常に努力をいたしまして、国税をふやしたら人間がふえるかということになりまうと、そういうことにも参りませんし、またそんなことをいたしますと、国税徴収の強化というようになると、国民の非常な非難をも受けると思ひますから、こちらのところは親愛なる政務次官におまかせを願ひまして、補正予算を組むなどという言明を期待されることを、そちらの方から親愛感をもつて一つ御削除願ひたいのであります。

○田中(武)委員 板川委員から関連質問をするので、私にはやめませんが、そういう答弁ならやはり特許でもうけようという観念が残る、こう言わざるを得ないですが、どうですか。

○山中政府委員 もうけるという考えは全然ございません。

○板川委員 大蔵政務次官にお伺ひしますが、大蔵次官のお話を承つておると、特許行政に非常に御理解を持っておられるようでありまして、しかし、数字を見ますと、どうも話は話、金の方は金の方という感じがするのです。大体三十四年度の予算を見ますと、昨年より特許行政に使う金が、大蔵省として、大へん話の方は少なくなつて、六十万円ばかり減つてゐるので、これはそういう話と金の方があまりにも違ひ過ぎると思ふんです。それで、この予算によると、収入の倍額というものは全然見込んでおらないのです。ですから、これは特別会計じゃなくても、実際において収入支出の見

合い点がなければいかぬことだし、それはわかるんですが、今度歳入が倍額になるのですから、こちらで特許行政というものを、口先だけでなくて、もうちょっと御理解を願ひたいと思ふのです。これはよく知つてもらひたいのですが、たとえばアメリカでは三十三年度前は、二十二万件も未処理の件数がありました。これは一九五六年です。ところが、アメリカで人工衛星の前後を通じて、その原因はどこにあるか、こういうことが深刻に自己批判されたんです。特許行政でアメリカは一九五六年には三十三年度、二二万件、処理能力からいへば四年四ヵ月分が残つてしまつたのです。これはアメリカの科学技術がソ連におくれをとつたということは、そういう特許行政が遅滞しているのだ、こういうことを深刻に自己批判して、五七年から八ヵ年計画ということで、そういう未処理の件数を一掃するという特許行政の画期的な迅速化ということを立案したんです。それで五七年から予算が非常にふえまして、収入二十五に對して支出六十一ですか、二倍半くらいに支出をふやした。そういうことでアメリカの特許行政が改革を遂げまして、最近では四年四ヵ月もたたなければ手がつかないものが、大体八ヵ月くらいになつてゐる。西ドイツやイギリスなどは六ヵ月だそうであります。日本は今年七ヵ月ですが、これはむしろ早い發明家なつかずと、四年か五年かかるそうです。こういうことで今の發明家の一番の願ひは、法律改正よりも早く審査をしてくれ、出したら半年くらいで手をつけて、一年くらいでイエスノーか

判決をしてもらひたい、審査を終了してもらひたい。こういうことを要望しておるのです。それでそういう体制を組むためには、何といつても予算なんです。予算は各国を見ましてもどの国でも、アメリカは非常に歳出をよけいにしてありますが、イギリス、西ドイツ、フランス等も大体とんとん、歳入歳出見合つてゐるのです。これは特別会計ではないのですけれども、特許行政はその辺で見合つてゐる。国家予算案の中ではウェイトは少いのです。四億もつけても、飛行機一台分ですから、ほんとうにわずかなものであります。そういうことで四億なり五億なり使つて特許行政を拡大しても、これは日本の財政に影響ある数字じゃないのです。それによつて發明がもっと促進されるならば、私は自民党の立場からいつても、非常に奨励すべきじゃないかと思ふ。何で三億や四億の金を惜しんでお伺ひしたいのですが、どうも特許庁の長官はなかなか人柄がやさしくて、思ふことを言わないのです。法律を出してぜひ通してもらひたい。最初は通さなくていいのだからと思つたのです。ぜひ通してもらひたいと言つたら、新しい法律が通つた後、特許行政に見合つた予算をなぜ計上しないかというのです。ところが予算を見ると、昨年よりも六十万円減つておつて、それでよろしいと言ふ。腹の中ではどうか知らぬけれども、やむを得ない。一方において画期的な特許行政の改革をはかる。どうもつじつまが合おぬです。そこでこれはやはり親愛なる大蔵政務次官にお願いするほかはないのだが、ここで何らかの方法で本年度四億

あるいは販売することは全部禁止されるわけでございます。その意味でもし

除する、これはこの結果特許権の乱用という問題が起きてくる。そこに相矛

〔中村(幸)委員長代理退席、委員長着席〕

一挙に、他人の長年の苦心を、そこに
若干の瑕疵、こういうことでそれを奪

であろうと存じます。今御指摘の通りに、今日までこの制度が法律上ありま

したゆえんは、権利の安定化ということに重きを置いて、これを考えたものでございますが、本来特許権は、申すまでもなく、当該事実を自余の全部の第三者に対して、これの使用を禁止する強力な独占権でございます。そういう強い権利でございますので、これは何人も納得するものでなければならぬと思ひます。そういう意味で異議申し立てでつづいたり、無効審判でつづいたり、そういう道が設けられておる次第でございます。そういうフィーターを通して、なおかつ残りましては神聖な権利についてのみ、こういう強力な独占効力が認められておる次第でございます。今日までの長年の運用をやって参りました経験に徴しますと、この権利の存在によりまして、本来無効になるべき、権利になるべからざる権利が、一定の時間の経過によりまして完全な権利として確定する、そうすることによって、その自後にはやこれをいかにともすることができないということによって、非常に迷惑をこうむる第三者が多かったわけでございます。その場合におきましては、御指摘の通り、中小企業者が権利者である場合ももちろんございますけれども、むしろ権利者でない中小企業者が、その権利侵害として訴えられて迷惑をこうむる、そういう苦痛をなめた中小企業者も反面非常に多いわけでございます。言うまでもなく、特許制度は、大企業、中小企業ということには関係なく、無差別公平な制度でございますので、その点について、こういうような除斥期間制度の廃止が、中小企業者にとって不利であるというふうに考へるといふことは、非常に一方的

な考へではないかとわれわれは思う次第でございます。現に長年の運用を通して、ある公知の事実がございまして、多くの中小企業者がそれを文獻で見あるいは伝へ聞いて、その事実を使って事業経営をやっておる。そうすると突然としてどこから権利侵害として訴えられてくる。そんなはずはない、この技術はもう前から公知であつたはずであるというふうで、よく調べてみますと、これが何らの異議申し立てもなく権利として設けられておつて、それに対して無効審判をこれから請求しようと思つたときは、除斥期間がもう経過しておるといふ事例が、これまで非常に多かったわけでございます。そういうような具体的例は、あるいは御要求に応じていろいろ申したと存じますけれども、そういうふうなこの制度の存在の結果といつたしまして、むしろ権利者でない、中小企業者が、いかに大きな広い範囲でもって、苦しい、苦しい経験がこれまで多かったかといふ点につきまして、十分御了承願ひたいと思ひます。

なおまた、権利が不安定であれば困るという点は、まことにごもっともでございます。すけれども、権利者がかりにこの除斥期間制度が廃止になりまして、五年以後の無効審判によって権利が無効になつたとしましても、当該技術を継続してこれを利用するといふことは可能でございます。すぐに事業を中止するといふことにはならないわけでございます。権利が無効になるといふことは一般の第三者に対する禁止の効力がなくなるといふだけでございまして、その点につきましては往々そういう外部の事として業者間で

は誤解がございしますので、一言申し添えた次第でございます。は誤解がございしますので、一言申し添えた次第でございます。田中(武)委員 それは一長一短はあるだろうと思ふのだ。もちろん今言われるように除斥期間があればその間じつとあたためておいて、その期間が切れてから持ち出す、こういうことによる弊害は確かにあつたと思ふ。だがしかし私の言つておるのはそういうことではなくて、いつでもやれるということであれば、結局権利がいつまでも不安定である。たとえば中小企業の人々が一つの発明あるいは考案をやる、それを唯一の生活のかたとして取引をやつておる、ところがそれに対する異議の申し立ての理由いかににかかわらず異議の申し立てがあつたといふ事実だけで、百貨店等は全部取引をやめる。しかも先ほど言つたように、こういうことに対しての争ひは、結局は訴訟でもさうだが技術の問題なんです。民事訴訟にしたらつてさうなんです。技術の問題なんです。そうすると優秀な弁理士、優秀な弁護士を頼み得る、訴訟あるいはさういふ無効審判請求に対する費用を多くかけ得る者が勝つといふことなんです。そうすれば結果は言うまでもなく財力の強い者を擁護することになる、そういうことになつて、そこで権利関係はある期間、五年なり五年という除斥期間を設けて、その間に十分異議のある者は申し立てることができるようにして、おいて、権利の安定をはかる。その結果おっしゃるような不正な取引、あるいは特許権に基く権利の乱用等があるならば、それは公正取引委員会において独占禁止法という立場、不公平取引という立場から押えるようにし

ていくのが一番いいのではないかと私は考へる。ところがこの改正案は、この両方を切つておるのだ。どうです。従つてこのことは大資本を持つ者、独占企業を擁護する考への上に立つておると言わざるを得ない。あなたもこのジュリストの三月十五日号はごらんになつたと思ふ。その二十五ページ、ワタの中ですが、Sというのでそれが書いたかわからぬが、「実用新案法改正の悲劇」ということが載つてゐる。必要なら全部読みますが、初めをちょっと読んでみると、「実用新案法」というのが中小企業の寵兒にとつて、今回の改正はど不吉なものゝ過去数回の経験を省みて、まったくなくなつた。こういふ書き出しで始まつておるわけなんです。いいですか。あなた方は最初実用新案、この制度をなくしようと思つておつた、これが今まで中小企業をどれほど守つてきたかといふことは、あなたも御承知の通りである。これをなくしようといふこと、独占禁止法百条を切ろうといふこと、除斥期間をなくしようといふこと、これはすべて大企業擁護の觀念の上に立つものと考へざるを得ません。あなた方がどうおっしゃるうとも、私の考へはさつき言つたように、ある一定の期間の除斥期間を設けて、そして権利の安定をはかる。だがしかし、おっしゃるような権利乱用があるならば、独占という立場、不公平取引という立場から公正取引委員会にこれを持ち出してそれを押えるといふような方法が、一番いいのではないですか、こう私は主張せざるを得ないのですが、いかがですか。井上政府委員 先刻も申しました通り、権利を中心として攻撃する立場と防衛する立場と両方があるわけでございますが、そういう場合に、中小企業者が権利者として防衛に回る場合もございまして、同時に権利者でない事業者として攻撃に回る場合もございました。非常に多いわけでございます。そういう実情を従来の経験等を通してわれわれとしては十分考へてみますと、むしろ除斥期間制度があることによつて、非常に多くの中小企業者が困つたといふ例が多かつたわけなんです。今一つの例だけ申し上げてみたいと思ひます。(田中(武)委員)例はいいですよ。弊害のあることもわかつてゐるのだ。(と呼ぶ)この権利の独占権としましての弊害がもし生じた場合には、今度の改正法案で八十三条とかあるいは九十三条とかいろいろございまして、さういふ強制実施を命ずるといふような道が開かれてゐるわけでございます。言いかえれば、権利者であつて不実施である、そしてその結果独占の弊害がある、あるいは権利があつてその権利の実施が公共の利益という観点から、権利者以外の者にも実施をやらせることがどうしても公益上必要であるといふような場合には、九十三条の規定によつて強制実施について通産大臣が裁定することができると設けられてゐる。さういふ実例的な場合々に応じて、強制実施の道を設けることによつて、さういふ弊害の防止は可能である、さういふ考へてゐる次第でございます。

田中(武)委員 あなたは除斥期間があつた今までの除斥期間を利用しての悪い面だけを考へてゐる。この法案が通つて実施せられた後に、どういふ状

態が起るかを考えてみたい。そのときには訴訟能力を持ち、よりよき弁護士、弁理士を使い得る者が財力にまかせて何ほども異議申し立てができるのです。それによつてくることの弊害というのをあなたはどう考えるか。現に弁理士の中には、そういうことの方が金もうけになるということで考えている人があるということです。そこで私が言うように、権利の存在を安定させるという方法は考えなくちゃならない。しかしそのことを乱用し、そのことによつて不正な取引を行う、あるいはまた特許権による極端な——特許権というのとは一つの独占権ですからね。しかしながらこれが極端な取引上における独占形態を作っていく、こういう場合には特許法で押える道を講じていく、これが一番いいのではないか、私はそれを主張している。公正取引委員会の立場はどうです。

○坂根政府委員 ただいま田中先生から特許法の関係のいろいろお述べになつたようでございますが、私も今は今回の特許法の百条の削除は、独占禁止政策と特許法の今度の改正法との調整の観点から見て、従来独占禁止政策を運営している経験から見ても問題はないと考えて、この削除に同意してはいます。というところは独占禁止法二十三条で特許権の正当な行使は特許法の適用除外になっているわけですが、しかしながらその特許権を持っている人が実施計画をするときに、不正な取引があるいはただいま田中先生のお話になりまして、価格協定をやるというより、あるいは価格協定をやるというより、現行二十三条の権利の行使を越えるものとして、十分取り締ま

てきているわけでありまして。過去十年間の特許権の国際契約に関する審決の例は、全部この不正取引方法で審決を下しているわけでありまして、百条を特に用いる観点は一度もなかった、こう考えております。

○田中(武)委員 私が言っているのは、あなたは百条にこだわつておられますが、今言つたようないわゆる権利者と一般との調和の関係を、除斥期間というものをなくしていつまでも不安定にしておくということ、こういう関連においてこの除斥期間を今まで通り置くということによつて権利関係を安定させる。だがそれを乱用して今までのあつたような弊害が起る、そういうことに対しては特許法すなわち公正取引法が動く、この道によつて押えていった方がいいんじゃないか、こう言っているんですよ。その点はどうなんでしょう。

○坂根政府委員 その問題はとも特許法自体の問題がありまして、われわれとしてはこの二十三条の特許権の正当な権利の範囲を越えた乱用について、不正取引方法あるいは三条の規定によつて取り締まる、こういう建前をとっております。

○田中(武)委員 だからそういうことは特許法においてある程度押えられるのだ。今までそういうことが著しい弊害があつたというところは、公正取引委員がばつととしておるからだ。そういう長官がおっしゃるようなことが事実あるならば、そういうことは除斥期間との関係ではないかと思う。これは一般的にいうところの権利の乱用であり、不正な取引である、こういうことにはなるのです。除斥期間の問題では

ないのです。除斥期間があつたからといって、それをさういふように悪用することはある。これは除斥期間の問題ではなく権利の乱用の問題なんです。それにはそれぞれ法があり得ると思ふのです。除斥期間の問題ではないと思ふ。それより残ることは、今言つていふように訴訟技術に長じた者、そういう無効審判の手續に長じた者、そういう者を雇ひ得る者、こういう者が勝利を博するということなんです。それはすなわち財力のある者、こういうことなんです。悪賢い者が勝つ、こういうことなんです。さういふ結果しか残らないと私は言つておる。あなたの心配しておる面は、特許法あるいは権利の乱用によつて幾らでも救済の道はあり得るのですよ。

○吉田政府委員 今の無効審判を請求することによつて、権利者を不当に脅かす心配はないかというお話でございますが、無効審判の審理におきましては、民事訴訟の審理とやや異なつておりまして、審判官が職権によつて審理をすることが認められておりますので、一般の民事訴訟におきましては、非常に技術の巧妙な弁護士を雇つて相手方を攻撃して、不当に相手方の利益を害するといふようなことは、まあまあ御懸念なさるほどのことはないと考えております。と申しますのは、一般の民事訴訟におきましては、全く当事者の攻撃防御によつて事は決せられるわけでございますが、無効審判におきましては、特許庁の審判官といふものが自分の職権によつて審理をする道を認められておまして、たといふやういふ中小企業者が十分に言説をつくすことができませんで、その特許権

がもしも神聖なものである、権利を与うべきものであるということが認定せられますれば、審判官においては無効審判の請求を退けるわけでありまして、御心配のようなことは現在の特許庁の審判の機構をもつていたしまして、私はないと考えております。

○田中(武)委員 その結果いかんを待たずして、先ほど来言つておるそういう無効審判の請求の申し立て、異議の申し立てがあつた。その事実によつて、そのことだけによつて取引を中止するとかやるんですよ。財力がある者があれを倒そうと思えばいつでも倒せるといふ結果が残るのです。結果がどう出ようとも、瑕疵ありとして、さういふ問題が起つたという事実だけで、たとえばさき言つたように百貨店等は取引を中止するんですよ。だから、あなたがおっしゃるやうに、なるほど民事訴訟と違つて攻撃防御のいわゆる手続上の争ひは、公法的な立場から審判官が行へるとしても、しかしやはりそれを押えること、それは少くとも弁理士だ。弁理士の中には、私が聞いてゐるところでは、もしさういふことになるならば、あらゆる公法等を調べて瑕疵があるやつを握り、それを売り込むことによつて、金もうけをした方が早いという人たちがいるといふことだ。さういふことがわかつておるならば、さういふことは許すことはできません。

○吉田政府委員 無効審判の結果につきましては私が御説明申し上げたわけでございますが、さういふことでございまして、無効審判の請求をするに ついても、請求人の側としては乱断といふことは考えられないわけでございますが、今御指摘のございましたやう

な、たとえば無効審判の請求があれば百貨店が取引をとめるとおっしゃいましたが、さういふやうな例は、権利者の方の側にも無効審判の請求をされるだけのきずがあるといふやうな例の場合ではないかと存じます。この除斥期間がなくなつたから、当然に権利者の方が脅かされるということはないと私も前は考えたわけでございますが、特許権と申しましては全く客観的に確定できないようなものばかりではありませんが、これはだれが見ても特許権として権利を与えられるに足るものであるといふやうなものについて争うといふことは、むしろむだなことであるといふことは、請求人の側としても考える場合が大多数であるといふやうに考えております。

○田中(武)委員 判決がどうであらうとも、ともかく仮処分をかけるというのと同じやうに、その結果がどうであらうとも、それを出した、さういふ申し立てがあつたという事実で、現実にはそれをとめるんですよ。しかもこの第二百二十三条は、「特許が次の各号の一に該当するときは、その特許を無効にすること」として審判を請求することができると。これなら、だれでもできることになる。従つてあれを倒そうと思つたら財力のある者ならいつでも倒せる、さういふことです。従つて先ほど来言つておるやうに、この法改正の底流をなすものは大資本擁護であり、中小企業圧迫であると言わざるを得ない。

○井上政府委員 先ほど来、従来さういふ除斥期間制度の關係で、権利がきまつてしまつて、その権利の弊害が多いといふことをいろいろ申しましたが、さういふ場合には権利の乱用とし

て、これは独禁法の方で何とか方法がつくのではないかと、いろいろな御意見があったかと存じますが、これは権利の正当な行使であつて、言いかえれば、権利の乱用には該当しないような場合、権利の正当な行使であつて、なおかつ一般の第三者の利益を非常に害するという場合が、除斥期間制度の結果として生じてくる。言いかえれば、権利が間違つて認められた、無効の原因がある権利が除斥期間の経過によつて完全な権利になつてしまふといふところに問題が胚胎しているわけでございまして、そういうような無効の原因があるような権利が一定期間の経過によつて完全な権利になり、その結果として権利の正当な行使、言いかえれば、権利の乱用といふことに該当しないような場合においても、一般の第三者が非常に迷惑をこうむる場合が多い。そういうような実情を十分御了解願いたいと思います。

○田中(武)委員 これが権利の乱用であるかどうかといふことの判定はむづかしいと思う。しかし権利乱用が今日民法上の通念として考えられることは、これはもうだれでも認めておる。それともう一つは、それが正当な行使——その正当な行使という問題であらうが、あつたとしても、その取引それ自体が不正で、だれが考えてもむちゃだといふようなことは、公正取引委員会の方で不正取引としてやれる、そういうことを私は申し上げておるわけだ。

○井上政府委員 特許権の正当な行使でございしますれば、先ほど申しましたような独禁法の第二十三条の規定で、これは権利の行使に該当する場合

には独禁法の適用外であります。ですから、権利の正当な行使であつても、一般の大きな原則から見まして、これは善意の第三者を害するといふ場合には、どういふような原因でそうなるかと申しますと、すなわち先ほど申しましたように、無効の原因を持つておるような権利、すなわち、本来いつてもつべきべき権利が時間の経過によつて、除斥期間が経過したことによつて完全な権利になるといふところに問題の原因があるわけでございまして、われわれとしましてはこの制度をやはり廃止をしまして、無効原因を持つておるような権利はいつでもつぶすことができるといふことがこの際どうしても必要である、大きな見地から、多くの第三者の利益の擁護といふ見地から、これはどうしても必要であると考えざる次第でございします。

○田中(武)委員 時がすべてを解決するといふこと、このことは先ほど私が時効に關連して申し上げたのと同じことなんです。本来瑕疵あるものが時の経過によつて完全なものになることは不合理だといふことなら、本来逮捕できるものが時の経過によつて逮捕できなくなる、刑の執行をすべきものができる、刑の執行をすべきものができる、この経過によつて逮捕できるもの、それが権利行使はやらなかつた、そのことによって本来存在すべきからざるものを存在を認めておる、その時といふものの觀念があるわけなんです。そこに時効の問題とか除斥期間の問題が相通するものと私は先ほど申上げ申し上げておるのです。あなたのような論法で、本来瑕疵あるものが、除斥期

間の経過によつて正当として存在することが不合理であるといふならば、刑事訴訟法並びに刑法を改正して、刑の執行の時効及び刑法上の時効は削除すべきである。

○井上政府委員 これは特許権という独占権としての性質という点が問題であらうと考えます。すなわち権利者以外の自余のすべての人は、その権利の内容である当該技術を使用することができない、禁止される。そういう権利者以外の、全部の第三者を拘束する権利、こういう効力を持つておる権利でございしますから、これは単に当事者だけの利益という観点から問題を考えるといふことは適當でないのだから、やはり発明者あるいは権利者といふ關係と、それから自余の第三者の大きな利益と、どちらに重きを置いて考えるかといふ比較考慮の問題であらうと存じます。

○田中(武)委員 いわゆる公益上の立場から考える点において、刑法並びに刑事訴訟法の時効と相通するものがあると言つておるのです。

○井上政府委員 繰り返しがあつて恐縮でございしますが、私は特許権等の権利内容に該當する技術を現実に第三者につきまして、その使用、実施を禁止する効力を持つておる、そういうことは、これは自余の第三者の事業の經營あるいは大きく申しますれば日本の大きな産業の運営上、非常な拘束、制約が多いわけでございしますので、そういう場合に、権利者の見地から考えて、時間の経過によつてきつがあつてもこれを完全な権利として考える方がよいから、あるいは第三者の利益の擁護といふ見地から考えて、こういう従来のよ

うな制度はやめて、こういう無効の原因が内在しておる、持つておるような権利は、むしろ権利としての存在を抹殺するといふ方がよいから、どちらがよいかといふ問題であります。私も工業所有権行政という見地から、また従来の運用の経験に徴しまして、これをやめるといふことが適當であらう。また同時に外国の立法例において、こういったような類似の制度を現在持つておる国は、世界を通じてないわけだ、ございします。

○田中(武)委員 あとで言つた外国の例を出すなら、ほかのことについて外国のものとは比べますから、その点は除きましよう。今言つておることは、そのあとでは外国の例云々といふことは理由にならぬ。理由にするならば独禁法の關係からまた矛盾してくる。そういう点は別として、今言つておるように、あり得べからざるものが除斥期間を経過することによつて、正当に存在することは許されぬ、こういうことであるならば、本来逮捕すべきものがある一定時期を経過することによつてそれが許されるという不合理と相通するものがあると思ふがどうだ、こういうことなんです。すべて時がものを解決する、すべての關係においては、すべて物事をいつまでも不安定な状態に置くべきでない。そういうところから除斥期間の考え方もあり、あるいはまた民法刑法、刑事訴訟法等々を通じて時効の觀念もあると思う。しかしそれは審決があれば直ちに権利が不動になるというのではなくて、ある一定の期間を置くのだ、その間にそういうことがあるならば申し立てたらい

いわけだ。ある期間を過ぎてしまつて、その間にその権利を行使しないようなものは、これは法の上に眠れるものは保護せず、こういう觀念によつて、今までどういった時といふものが、不安定なものを安定化せしめるという觀念の上に立つて、法律の一つの体系ができておると思う。それをここで変えるといふこと、こういうことなら時効の問題等についても検討しなければならぬ。しかもその結果が、あなたが言われるような悪例も、今まであつたことは認めます。だがしかし、私の言うような大企業の財力を持つもの、これが財力を持たない中小企業に対して圧倒になる、こういう点だけは何とか言われようとも残るのです。あなたは工業所有権行政の上に立つて云々と言われた。しかしそれは結局一般的な法を通ずる一つの觀念と同時に、あなたのおっしゃるようなことは、独禁法によつてやれるようにすればよい。私はそう言つておるのです。

○井上政府委員 先ほど申されましたような権利の安定化という効果がある、あるいは時効ではございせんが、時効のような、時間の経過によつては、きつがあつてもこれは一応黙認しようといふような考えでもつて、従来この制度は現行法上あつたわけだ、長年の運用の経験を通して、その弊害があまりにも大きいといふことで比較考慮しました結果、やはりこの制度はやめた方がよい、こういう結論に達した次第でございします。

なおまた無効審判が殺到してといふような御懸念が多少あるようございしますが、最近の状況としましては、特

許、実用新案の現存権利数が約二十万
件ございすけれども、毎年間の無
効審判請求は三百件か四百件くらいで
ございまして、その三百件、四百件
中、申し立てが通りますものはまた何
割という程度であるというような、こ
の状況について申しまして、もう
おっしゃるような心配、弊害、不安と
いうものはないのではないかと、かよう
に考える次第でございす。

それから一番最後の点につきまして
は、先ほど言いました点の繰り返して
恐縮でございす、権利の通常の行
使であつて、すなわち独禁法の違反と
いう範囲に入つてこない問題である、
正当な権利の行使であつて、しかも、
この除斥期間制度が存する結果とし
て、第三者が不測の損害をこうむる
場合が多いということを繰り返して申
し上げて御了承願ひたいと存じます。

○田中(武)委員 正当な権利の行使で
あるが、それが経済的位置、優位性を
利用して不正な取引をすれば、これ
はあまりにも極端な場合は不正取引
としてやれるのです。これは公正取引
委員会ではやれるはずなんです。しか
もあなたが今例を引いて言われたこと
は、除斥期間がある、いわゆる現行法
による頭でものを考へてゐる。この法
が通つたときにどういふ状態が起きる
かということ、一応考へに入れた場
合、私が言つてゐるような、中小企業
にじめることになる、こういうふうに私は主
張してゐるわけなんです。

○井上政府委員 先刻申し上げまし
たのは独禁法第二十三條について申し
たこととございまして、繰り返した
りますから、省きたいと思ひます。
それから、後の点につきましては、

今のように除斥期間制度がございす
れば、無効審判請求しようという人間
は、五年以内にやらなければ間に合
わないという気がございすから、む
しろ審判は多かるべきはずでござい
す。制度が廃止になりますれば、いつ
何ときでも無効審判請求をなすこと
ができるということになるわけで、こ
の点は現在のうちに制度がある前提と、
これが廃止になった場合とは、事情
がもろろん違つてございす、
現状としまして、すなわち除斥期間制
度がある、五年以内でなければするこ
とができないという状況下において、
なおかつ現存権利特許、実用新案二十
万件につきまして、毎年無効審判の請
求の事件というものは三、四百件ぐ
らゐであるということとを申し上げた次第
でございす。

○田中(武)委員 私は、先ほど主張
してゐるうちに、すべての時効という
制度と相通するものがある、その除斥
期間を存置するということによつて、
不安定な権利状態を安定化さす、経済
的にも一般的にも社会的にも、いつま
でも不安定なものを置いておくといふ
ことはいいけない、だから安定化さすこ
とが正しい、しかしこの制度を乱用す
る、あるいはこの制度があることに
よつて、今まであつたような弊害の問
題については、不正取引の面とし
て、独禁法による規制を考へていく
、そういうことをあくまで主張いたしま
す。理由は、先ほど申上げておる
ように、こういうことになれば、財力
のあるものが財力のないものをいじめ
る、こういう結果が残らない。これ
はあくまで私は主張いたします。
それから、百二十三條によるとだれ

でもできることになるが、そうなん
でございす。

○井上政府委員 百二十三條の無効
審判の請求でございす、今度の法
律では、だれでもできる場合には、特
にそういう文言が入つてゐるわけで
ございす。たとえば商標法の五十一條
とか五十三條には、何人もという文
句が入つておられます。ですから、こ
れがない場合には、結局利益がない場合
には訴えがないという原則に返るわけ
でございまして、結局実質的にはや
はり利害関係がそこにあるということ
が、当然の必要な条件になる、かよう
に私は私考しております。

○田中(武)委員 あるところには何人
といふことも、こうなつておる、こ
には何も入つていない。おっしゃるこ
ころを見ると、これは利害関係者はと
解するのですか。

○井上政府委員 従来は、利害関係人
と明記されておつたわけでございす
が、実質的には従来と大体変わりな
い、こういうふうには御了承願ひたい
と思ひます。

○田中(武)委員 それではここに利害
関係者と入れなかつた理由はどうで
す。いわゆる何人といふこともという観
念と利害関係者といふこともという観
念との中間的な観念があるのですか。
○井上政府委員 利害関係人といふ
明白な文言がない場合におきまして、
もし当事者間で利害関係の存在につ
いて争ひがあるという場合には、当然そ
れの審判に入るわけであります。従来
は利害関係人という積極的な明文が
ございまして、むしろ本論に入りま
す前に、利害関係の存否について、不
当に必要以上に争う時間を多くした、

そういう弊害があつたわけでござい
ます。今般は利害関係人という文字を
削つたわけでございす、実質的に
は従来と変わりはないもの、こういう
ふうにお考へ願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 言われることが私は
あいまいだと思ふのです。実質的に
利害関係者といふことであれば、それ
を明記すべきである。がしかし、あなた
が言われるような利害関係者でなけれ
ば無効審判手続はとらないだろう、そ
ういふものはたいてい利害関係者であ
る、しかし今までのようにそれを明記
しておくと、そこに争ひを明記があ
る、だからこれをはずす、従つて利害
関係のない者でもやれるということな
ら、何人でもということに返つてくる
わけですね。何人でもということを入
れることと、こういう文句の場合と、利害
関係者は、こういうこととの三つの法
律上の違いを一つ法制局からお伺い
します。

○吉國政府委員 百二十三條の第一項
の審判の請求をするということができ
る者はどういふ範囲に限られるかとい
うことにつきましては、今特許庁長官
がお答へ申しましたごとく、その特許
が無効であることについて審判を請求
するに法律上利害の関係を有す
る者に限られるというふうに解釈する
のが、従来の法制に徴して、これは争
いのないところであると私は考へてお
ります。

○田中(武)委員 それならなぜ入れな
かつたのか。利害関係者はと入つてお
る場合と、こういうふうには何も書い
ない場合、何人といふに何もない三つ
の法律的文句があつた場合に、この違
いはどう解釈すべきか。

○吉國政府委員 何人もと書きます場
合には、およそ何人であつても請求が
できるということ、その法制として
強調しなければならぬ場合でござい
ます。それからこの百二十三條の第一
項のように書きました場合は、今特許
庁長官が申し上げましたように、現行
法では第八十四條の第二項におきま
して、利害関係人ということが明記し
て、利害関係人といふことが明記して
ございす、明記した場合と、この
百二十三條第一項のように利害関係
人といふことを書かない場合におきま
しても、その間に法律上の解釈とい
しましては差はございせん。ただ、な
ぜそれを書かなかつたかと仰せられ
ますならば、従来利害関係人といふこ
とを規定したために、従来の運用上非
常にその点に重点が置かれ過ぎたとい
ふ弊害がございまして、その点はむ
しろ書かない立法例に従ひたいとい
う考え方とございまして、その百二十
三條第一項のような書き方をすること
も、法制上は十分に考へられると思
ひます。たとえば民事訴訟におきま
しても同様に相なつております。

○田中(武)委員 そうすると何人とい
ふこともというのと、利害関係者とい
ふこともというのと、利害関係者とい
ふことの中間的な範疇があるわけですか。
○吉國政府委員 中間はございませ
ん。何人といふこともといふものと、そ
れから利害関係のある者が請求でき
るという二つの範疇でございす。その
利害関係のある者のみが請求できると
いう書き方といたしまして、特に利害
関係人と書きます場合と書かない場合
があるといふこととございす。

○田中(武)委員 書いた場合と書かな
かつた場合はどう違ひますか。
○吉國政府委員 本条の解釈といたし

とが繰り返して繰り返して行われてお
て、昨秋その本拠をつくづく独禁法
の改正を出してきたが、御承知のよ
うな状態で審議終了、廃案となった。
今日また理事会でこれも審議終了、
廃案にするのを申し合せましたが、
輸出取引法の改正は明らかな独禁
法緩和の法律であります。そういう
政府の考え方、そういう面がこの特許
法の改正に便乗して、しかも何だか長
たらしい「特許法等の施行に伴う関係
法令の整理に関する法律案」というよ
うな、いわば今審議しておる法律に
ちよつとついてきたというようなこと
の中に、こういう意図を盛っておる
ということについて、私どもも了解でき
ませんので、これについてはあとで大
いに話をしてみたい。そうでなかつた
ら私はここで了解はできません。この
特許法が変つたら、百条自体が全然意
義がなくなつたというものではないと
思う。しかも政府との契約禁止宣告が
なくなつた場合、そこに私は論ずるな
ら論じてよろしいが、いわゆる政府
との間のいろいろな関係、こういうもの
が出てくる。先ほど理事会のときに笑
い話に出ておつたように、グラマン問
題のように発展するといふところまで
くるかも知れぬ。しかも政府との契
約は、今日ほとんど大企業がしてお
る。そこで政府あるいは官公衛とか中
小企業との契約といふものが、官公衛
の需要に対して中小企業にも契約さす
べきである、こういう趣旨の官公衛の
中小企業に対する発注の確保に関する
法律案、これは御承知のようにわが党
が今国会に提出しておる法律です。
そういう点から考えましても、この政
府の無効宣言がなくなるといふこと、

このことは、政府との契約禁止の宣言
がなくなるといふことは、どうも私考
えられない。こういうことがなくなれ
ば必ずより一そう大企業と政府との間
の契約が促進する、こういうことにな
る。その結果は汚職にまで発展する、
このように考えます。従つてこの点も
保留いたします。

○坂川委員 公取の事務局長にお伺い
しますが、外国人の特許が昭和三十
二年度によりまると、出願の総数の二割
一分を占めてゐる。それから登録され
た割合から見ると、三割六分であ
ります。これは三十二年度でありま
す。こういう傾向が残つてきておりま
すから、多分三十三年度では四割近く
は外国人の特許である。日本における
登録件数からいってそういう状態であ
るといふことは御承知と思つたので
そこでその外国人の特許のうちで四割
近くがアメリカの特許であります。そ
れでアメリカの商社が日本において非
常に特許権を占めて、独禁法違反の傾
向といふものがあると思つたのであり
ますが、これに対して公取として、最近
どういふような情勢であるか、それを
まずお伺いしたいと思います。

○坂根政府委員 ただいまの御指摘の
ようなケースにつきまして、公正取
引委員会が最近特許権の不正取引方
法として審査したケースはございま
せん。むしろ私どもの公正取引委員会
として特許権の権利の乱用としてやつ
たケースは、独禁法六条によりまると
この国際協定、あるいは国際契約、こ
れにたとへばイギリスならイギリスの
造船会社の特許権を日本の船会社が借
りて、ロイヤリティを払つて、その特
許自身をやる。その場合に先ほど例に

あげましたように、向うの造船会社が
自分の特許を貸与するかわりに、自分
の指定するところの会社から原材料を
買い取るとか、こういう場合はいけな
い。あるいはまたロイヤリティが不当
に高い、独禁法の対価が不当に高いも
のであるといふようなケースでやつた
ものはたくさんございしますが、今先生
の御指摘のような問題は、今日までま
だ審査しておりません。

○坂川委員 それからこの独禁法百条
の改正についてですが、聞くところによ
りますと、百条の一項の一号について
は特許庁では改正をいたしたいと言つ
たが、公取の方から積極的に百条全体
を削除すべきだ、こういうことで、公
取の方から百条全体を削除すべきだ
という積極的な意見が出されて、この百
条削除が提案されたというのですが、
こういう説をきくので清瀬一郎先生から
お伺いしたのですが、そういう実情が
あるのですか。

○坂根政府委員 ただいまのような御
指摘の点は、私どもはよく存じており
ません。

○坂川委員 そうしますと、独禁法を
改正する理由として、百条は大して必
要がない、空文化してゐるからだ。き
のうもそう言つておりましたし、きよ
うも大体これがなくなつてもできる、こ
う言われておりますが、きのうの説明で
ですと、長官の説明は繰り返してさうな
んですが、特許法で取り消し制度がなく
なつたから、従つて百条は要らないの
だ、こう言われておるのです。しかし
独禁法は経済憲法と言われておるので
すから、先ほど事務局局長も言われま
したが、二十三条があつても私は原則の
規定として独禁法に百条があつてどこ

が悪いのだ、こう思ふのです。これは
特許法が改正されたら、当然に独禁法
止法を改正すべきだ、関連はあるかも
しれません。が、当然に改正すべきだ、
何か特許法の方が優先するような考え
方でおることは、本末転倒した法理論
ではないかと思ふのですが、私は百条
があつてどうして悪いのだ、こう言
たいのです。この点に対して公取の見
解いかがですか。

○坂根政府委員 ただいま御指摘の点
は先ほど申し上げましたように、百
条がなくなつても十分取り締り得る、し
かもわれわれの方でいたしましては特許
権の乱用行使に対しましては審判を開
いて審決をやりまして、審決をやるに
つては八十九条、九十条で罰則をかけ
得るわけでありまして、そういうことか
らいたしまして、独禁法上から見た特
許権の権利の乱用は、これがなくなつても
取り締り得る、こう考えておるわけ
であります。

○坂川委員 それならば独禁法の改正
案をこの前出したときに、そういうこ
とができるならば、なぜこの案を出し
てこないのですか。そのときには原案
の中にありませんから、なくて今に
なつてくるものでできるのだ、こう言
うのは論旨が合わないじゃないですか。
○坂根政府委員 仰せのごとく昨秋
の臨時国会に出しました独禁法の改正
法案の中には、百条を削除する規定は
ございせん。しかしこれはカルテル
の問題で、当面必要な実態的な面を改
正することにいたしましたものですか
ら、そういうとおしかりを受けるかも
しれません。が、特許の取り消しとい
ふような手続の問題にまで頭が至らな
かつた、こう御了解願ひたい。

○田中(武)委員 あまりたくさん改正
すると目立つから、こゝろいつたわけの
わからぬところから少しは直してい
う、こういう考え方であつたことを認
めます。いづれにしろ百条が特許法が
改正になったら、全然意義がない、こ
う言ひ切れないと思ふ。少くとも政府
との契約禁止の宣言、これはいかなる
場合にも残る。それから取り消しとい
うことがなくなつても、先ほど言つた
ように、存在した特許権がなくなると
いふ事実はある。そのことについて必
要ならば取り消しという言葉を、無効
宣言とかいふ言葉にかえる必要がある
かも知れぬが、それは全然百条が意義
がなくなるとは考えられせん。それ
から今まで百条を適用する場合がな
かつたというが、事実なかつたのか、
サボつておつたのかこれも疑わしい。
現在のような公正取引委員会の気魄と
機構ではそこまで目が届かない、自分
たちの本城を角々々々ずされて、あ
したに一城、夕べに一城くずされて、
すでに本城を大変更されるというよう
なところまで後退する。公正取引委員
会が十年間事実がなかつたからとい
つて、それが事実あつたのなかつたの
かわからぬ。従つてこの独禁法の関係
については、あくまで意見は並行とい
うことを認めておいて、あとに問題を
残します。

そこでもう一つだけやりたいことが
あるのですが、審査官、審判官の資格
身分保障の問題についてお伺ひしたい
と思ひます。その前に井上局長にお伺
ひいたしますが、先日審査官、審判官
の資格について参議院で修正になり、
これを政令で定める、こゝろなつた。そ
れで私はいわゆる政令の原案というも

のがあるだろう。それを示せと言って
おったが、まだ出ておりませんが、お
示し願います。

○井上政府委員 お配りしたはずでござ
います。

○田中(武)委員 それじゃ具体的に質
問いたします。これはまず人事院にお
伺いしますが、先日私と長官との質
疑応答の結果を聞かれたかと思ひます
が、この審査官、審判官は若干意味は
違いますが、審査、審判官の性格は、
行政的な仕事というよりか、むしろ司
法的な仕事の方に近い。先ほどの質
疑応答の中にもあったように、独自の
立場からこれに対する見解をきめる、
こういうことをやる。しかもその仕事
は、いわゆる上司の命令を受けてやる
のではなくて、独立の立場でもって処
理をしていく。こういう点は行政官よ
りかむしろ司法官に近い。そういう点
から審査官、審判官については――司
法官は憲法によって、あるいは裁判所
構成法によってその身分が保障され
ておる。そこでする必要はないにし
ても、一般行政官と違った身分保障を
必要と考えておりますが、人事院とし
てはどうでしょう。

○瀧本政府委員 ただいまの問題は、
私給与局長でございますので、先ほど
総裁がおりましたが、ちょっと席をは
ずしておりますが、給与局といたしま
して関連があることがございますから
多少申し上げますと、現在の司法官と
仕事がよく似ておるのではないかと
お話でございます。そのような点はあ
ると思ひます。しかし、やはり行政部
内にたとえば海難審判官というのもの
もございますし、広い意味におきまして

はやはり行政官としてわれわれは現在
やっております次第でございます。

○田中(武)委員 単に行政官であつ
て、準司法的なことをやっておるの
あるから同じということではなく、私
の言っているのは行政官ということ
で、現在は海上審判の方でもうござい
ます。公正取引もそうでしょう。準司法的な
審判、こういうた権限の設定、あるいは
義務の設定をやる、いわば司法官の判
決と同じような効果を持つことをやる
人は、むしろ行政官と考えるよりか、
司法官と考える。そういう考え方の
方が正しいのじゃないだろうか。でな
ければ、行政官だけがやはり上司の命
令とすることがある。そこに独自の立場
から判定、審判、審決、こういうこと
ができないのではなからうか。同時にそ
の裏づけとしては、やはり身分的なあ
る程度の保障、これは憲法で司法官の
保障があるようなものではなくとも、
いわゆる上司による身分が勝手に左右
せられないような保障を必要とする、
こう考えるのですが、どうでしょう。
ほかにあるからこれもいいのだとい
うことでなく、ほかにあるならそうい
うものは全部そうしてしまつたらいい
じゃないか、こういうことです。

○瀧本政府委員 話が立ち入りま
す、これはまた人事院総裁にあたため
て御質問願ひたいと思つております
が、ただ行政官といたしまして、ほ
かにあるからいいという考え方は
ないのではありません。行政官の中に
やはり上司の指揮命令を受けないで、
独自の判断でその権限を持ちまして、
その権限を行使する職があるわけでござ
います。

○田中(武)委員 だからそういうの
は、むしろ身分的な保障をしてやらな
ければ、上司の意見に左右せられて、
独自の立場に立つての判断が下されな
い。だから審判官、審査官だけであ
く、そういう性格のものは一般的に
言つてそういうことが必要じゃない
か、こういうことです。

○瀧本政府委員 行政官でも、そう
いう審判、審査というように従事
いたします行政官は、やはり、法律に
よりましてそういう権限が設定されて
おるのでありますから、上司の指揮は
受けるわけでございますけれども、そ
の法律に基づきましてその権限を行使す
る。従ひまして、行政官であるから、
それに支障があるというふうには、わ
れわれ考へておらないのでございま
す。また行政官は、これは公務員法に
よりまして身分保障が一般的にされて
おる、このように考へております。

○田中(武)委員 公務員法によつて保
障されておるが、公務員法は保障では
ないのです。むしろそれは組合的な行
動を規制する法律なんだ。今教員の勤
務評定の問題が大きな問題になつてお
る。同じように、いわゆる行政官であ
るならば、上からの命令によつて身分
が脅かされる、そういうことであるな
らば、独自の見解に立つて判定ができ
ない。従つて法律によつて仕事をする
ことはわかつておる。だが、自主的に
ほんとうに独自の立場に立つて判断を
するには、上司が勝手に身分を脅かす
ことができないような保障を必要とし
なければ、仕事ができないのじゃない
か、こう言つておるのです。勤務評定
の問題にしても、これは教員という特
殊な問題から、そういうことはよくな
いのだということと争われておるわけ

○田中(武)委員 先ほど申し上げま
したように、私は関連事項につ
いて申し上げたのでありますので、
その点はあらためて人事院総裁にお尋
ね願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 先ほど初めからだめ
だといつておるのだ。途中になつてか
ら私じゃ答弁できませんというなら、
初めから答弁に立つた。給与の面なら
答弁ができるでしょう。そういう人に
対しては一般職よりか、ある程度よく
する必要があるんじゃないか、こう考
へるのだが、どうです。

○瀧本政府委員 先ほど申し上げまし
たように、行政部内に審判、審査とい
うような機能が存置されておるとい
うことは、そういうことでやつていける
ということとできておるものと、われ
われは承してあります。

○田中(武)委員 やつていけるとい
うことであるが、絶対公正なものができ
るか。それじゃ何のために司法官は身
分保障があるのか。そういう必要は認
めませんか。どうです。

○瀧本政府委員 先ほど冒頭に申し上
げましたように、私は関連事項につ
いて申し上げたのでありますので、
その点はあらためて人事院総裁にお尋
ね願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 先ほど初めからだめ
だといつておるのだ。途中になつてか
ら私じゃ答弁できませんというなら、
初めから答弁に立つた。給与の面なら
答弁ができるでしょう。そういう人に
対しては一般職よりか、ある程度よく
する必要があるんじゃないか、こう考
へるのだが、どうです。

○瀧本政府委員 先ほどからお話が出
ておりますが、われわれは科学技術
振興という立場に立ちまして、行政部
内並びに研究所における研究官、この
ような方々につきまして給与上の考慮
をいたしたい。審判官、審査官につ
きましてそういうことを考える際に
は、研究官あるいは行政部内の技術
官、このようにお合せて考へたい、
このように考へております。

○田中(武)委員 審査、審判官には職
務除外の規定がある、この点一般の行政
官とは違います。かつまた秘密漏洩等

の罪も一般行政官よりか重いものが課
せられることになつておる。こういう
点を見ただけでも、一般行政官よりか
変つた待遇を与えるべきではないか。
同時にあなたの範疇でないということ
であるが、準司法的なものとして身分
保障を考へるべきではないか、こう考
へておるわけなんです。給与の点だ
けであつたの考へを伺ひたい。

○瀧本政府委員 先ほどから申し上げ
ておりますようにわれわれは審判官、審
査官というものは、一般行政官の中
における職でございまして、行政部
内におきます各職とのバランスとい
うものを考へましてこの給与を考へた
い。ただ、先ほどから申し上げてお
るように、科学技術振興という一つの
国としての目標があるわけでございま
すから、そういう観点から、行政部内
における技術官あるいは研究所にお
ける研究官、こういう方々と合せまし
て、特許審査あるいは審判の仕事に従
事されておる方々の給与の問題
を考へて参りたい。こういうふう
に考へております。

○田中(武)委員 なんだか抽象的な
ですけれども、私の言つておるのとは別
個な給与体系を考へる必要はないか、
こういうことなんです。

○瀧本政府委員 御説のような考へ方
も場合によつてはあり得るかと思ひま
するが、われわれが現在考へてお
るのとは、やはり科学技術振興とい
う観点から、この技術官あるいは研究官
と合せまして特許審査あるいは審査の
仕事に従事しておられる方々の給与を
考へて参りたい、こういうことであり
ます。

○田中(武)委員 先般裁判事と検事が

給与の問題でけんかしましたね。ところが遂に判事に軍配が上った。これはやはり職務の独立性の問題から来たと思うのです。そうすると一般行政官と

○田中(武)委員 私の申し上げておるのは、先ほど来言っておる通りに審査官、審判官、あるいはこれに類する他の行政官、こういう人たちは、法律によって職務を行なっておるので、従って特別な義務が課せられておる。先ほど言ったように、審査、審判官に対しては、職務の除外あるいは秘密漏洩に對しては一般公務員より強い義務を課せられておる。そういうことであるなら、義務だけ課せられずに、給与の方も考えていかなければならぬのではないか。こういうことを申し上げておるのでありますが、それでは、この点は人事院総裁に聞くことにいたしまして、給与局長にはそういうことを要望いたしておきます。

○瀧本政府委員 司法官は行政と利個にあるわけでございます。なるほど準司法官的な職務があるということは事実でございますけれども、やはりこれは行政部内におけるバランスを考へまして、こういう方々の給与をわれわれとしては考えたい。ことに行政部内の職員の給与を考へます際には、民間の給与あるいは生計費というようなことを基本にして考へるということですが、これは公務員法に原則としてあるわけでございまして、そういう点とそれから現在一般職の職員が同様のものを受けておるか申しますと、これはそうではないのであります。行政部内におきましても、それぞれの職務の特性等によりまして、いろいろ考へておるわけでございまして、ただ審判官、審査官の俸給表を別個に考へるかどうかというところは、これはいろいろ問題が

あるのでありまして、現在のところ、人事院はそういうところまでは考へておりません。

○田中(武)委員 審査、審判官に對しては、職務の除外あるいは秘密漏洩に對しては一般公務員より強い義務を課せられておる。そういうことであるなら、義務だけ課せられずに、給与の方も考えていかなければならぬのではないか。こういうことを申し上げておるのでありますが、それでは、この点は人事院総裁に聞くことにいたしまして、給与局長にはそういうことを要望いたしておきます。

○田中(武)委員 審査、審判官に對しては、職務の除外あるいは秘密漏洩に對しては一般公務員より強い義務を課せられておる。そういうことであるなら、義務だけ課せられずに、給与の方も考えていかなければならぬのではないか。こういうことを申し上げておるのでありますが、それでは、この点は人事院総裁に聞くことにいたしまして、給与局長にはそういうことを要望いたしておきます。

が、定員をふやす、あるいは待遇を要する、これはどっちの範疇に入るか知らないけれども、行政管理局の見解を一つ伺いたい。

○山口政府委員 お答えいたします。実は、七カ年計画というところは、まだ私も存じておりませんけれども、お話のように、特許庁の人員が不足をして事務が滞滞しておるということでは、行政管理局で調査をいたしまして、結論もそういう結論が出ております。三十二年には百名増員をいたし、その後さらに昨年もいたし、本年度も二十名増員することにしたしております。その考え方といたしましては、定員でございまして、臨時的に処理をするという問題につきましては、定員をふやすというところは、理論上もなかなかむずかしいのじゃないかと思っておりますが、年間提出されるようなものを処理する上に要する正常な人員は、定員化する必要がある。しかし、もちろんその増員を早く解消するという考慮も必要ですが、ただ、従来調査した結果では、今田中委員のお話にございましたように、機構並びに運営の問題にもかなり問題がございまして、能率的な処理方法を検討する必要がある。あるという問題もございまして、これらは早急に行かなくとも、特許庁の方でいろいろ御工夫を願わなければならぬ点がある、そういう点を彼此勘考いたしまして、本年度は二十名の増員にいたしましたのであります。なお、将来の特許庁の御計画は十分拝聴した上検討いたしますれば、増員の要があるようでございます。いいたしたいと思います。

○田中(武)委員 井上さんに伺いますが、先日の板川委員の質問で、何年には何人ふやして、どうかこうとかという答弁をしておりましたね。そういうことについて、まだ関係庁の間に話が進められていないようでありまして、それはあなたの構想だけなのである。そうするならば、滞滞一掃という、特許事務促進というところは法律の問題でなしに、機構の問題だと私は思ふのです。若干法律の関係もあるとしても、大体は機構の問題です。あなたが強調しておるその点については、あなたの作文にすぎない、こういうことになるのですが、どうですか。

○井上政府委員 これは特許庁としましての計画でございまして、今後、大蔵省、行政管理局、そういう関係各省とはいろいろ折衝したい、こういうように考へております。

○田中(武)委員 十年も準備したのでしよう。しかも今日の特許の滞滞ぶりには、あなた自身が身をもつて知っているわけなのです。こういう大きな法律の改正案を出すときには、少くともその裏づけになるようなことは、関係庁の間で十分話し合つて出すべきじゃないか。そういうことになる、いよいよこの法案は準備不足だ、こう言わざるを得ないと思うが、どうですか。

○井上政府委員 審査審判促進計画につきましては、これは状況が異なりますから、ほとんど毎年のように、予算の交渉前には、こういう計画をわれわれとしては作っておるわけでございまして、もつともいろいろ出願件数の見通し等の基本的な数字が変わります関係上、この計画の改定は当然必要でございますが、従来は、毎年こういうようなある目標を持って計画を作つて参る、

そして大蔵省その他等とは、従来といへども交渉を續けて参つた次第でございます。今回はこれを新規に、また最近の情勢に應じて、こういう新規な計画を作つたわけでございます。

○田中(武)委員 新規な計画を立てて、少くともこれに基いて滞滞の一掃をはかり、特許事務の促進化をはかつていくということを、あなた、この委員会において、先日述べたわけなので、ところが、それは関係庁との間には、何ら了解が——それは最終的なことは、先のことでござい、として、大体の計画の打ち合せもなければ、ただ単にあなたの作文にすぎない。今おっしゃつたように、従来でも、予算、人員等については、あなたは主張しておられたのでしよう。だが、いれられずして、今日の体たらくです。従つて、あなたが幾らそういうことを考へて、法律だけを早く通してくれと言つたつて、その準備ができていない、こう言わざるを得ない。もう時間もないので、そのことについてはとやかく言わぬが、準備不足です。こういうことは認めざるを得ない。

それから、行政管理局ですかに申し上げておきたいことは、この法案審議に関連して、当委員会において一番問題となつたのは、今言つておるように、特許事務の滞滞、これが科学技術振興発展という意味においても、大きなマイナスになっておる。こういう点は認めざるを得ないので、従つて、今後の定員の問題等については、この滞滞一掃という上立って——これは法律の問題でなく機構の問題である。従つて、十分考へていただきたい。こ

ういことを要望しておきます。

いろいろ聞きたいのですが、時間がありませんので、最後に、人事院総裁に、先ほど給与局長に質問して保留になつておる点だけを明らかにしておきたいと思ひます。御承知のように審査、審判官の職務は、上司の命令というものは独立して、独立の立場から審査、審判を行います。その結果は権利の設定あるいはその取り消しという無効、こういうことも行ふ。従つてその仕事は行政官というよりか、むしろ司法官的な仕事に近いのではないか、こういうふうに考える。なおかつこういう仕事の性格上、たとえば職務の排斥の規定とか、あるいはまた秘密の漏洩について、一般公務員より強い義務が課せられておる、こういう点も司法官に近いものがある、こういう点から審査、審判官その他これに類するたとえば海難審判等ありますが、こういう人たちは一般公務員である行政官とは違つた身分保障を必要とするのではなからうか、あるいは違つた給与体系を必要とするのじやなからうか、こういうふうに考えておるわけですが、またそうしなければ公正要当な判断を独自の立場からすることはできない、こういうふうに考えますが、いかがでしょうか。

○淺井政府委員 問題は二つあるように思ひます。一つは身分保障の問題で、一つは給与の問題であらうと思ひます。身分保障につきましては、現行制度の公務員法上、一般職の公務員は全部身分保障を持っております。ただお尋ねの点は、それでいいのか、さらにこれを強化する必要があるかどうかという点だらうと思つておりますが、こ

れは特許庁の方でさらに強化するようなお考えでございませう、われわれとしても異存はございません。それから給与の点でございませう、給与局長からちょっと申し上げましたけれども、これは公務員全体の給与、技術者全体の給与あるいは医療職の給与、研究職の給与等とある程度バランスをとらなければならぬと思ひます。しかし仰せられた問題はよくわかつております。実は二、三週間前に参議院の商工委員会でも同じような問題を取り上げられました。そこで人事院といたしましては、この特許審判に従事する技術者の給与問題について研究をすることにしたいたしました。このためにはまず所管庁である通産省の公けの見解を聞きたいということをして、三週間前に通産省へ通知しておりますが、けさほど聞きましたところでは、まだ何も言つてきていないようであります。これを出発点として研究していきたいと思つております。

○田中(武)委員 井上長官、ただいま人事院総裁の御答弁、お聞きの通りであります。あなたの方で立案するならば、十分話し合いに應ずるというのか、聞く用意がある、こういうことをよくわかつていただいたと思ひますから、私の希望するところは審査、審判官その他、ほかの官庁にもこれに類するものがあると思ひます、こういうものについて、やはり独自の立場から判断をして公正な結論を求める、こういうことで、一般公務員とは違つておる。従つてただいま総裁がおっしゃつたような、一般公務員と違つた職務であり、違つた義務を負わされ、またそれが上司の考えによつて身分を脅かされるよ

うなことであるならば、独自の見解で公正な判断がでない、こういうようなところから別個な考え方を持つてのじやなからうか、それは身分、待遇両方にまたがることでありますが、これらについて関係官庁と、そこを十分話し合つていただきたい、こういうことを要望いたしておきます。時間がありませんから一応休みます。これで質問を終つたのではございません。十分疑問の点が残つております。そういう点だけを申し上げておきます。

午後一時二十九分休憩

午後四時四十九分開議

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、小委員会設置の件についてお諮りをいたします。本委員会に付託されております請願を審査するため、小委員八名よりなる請願審査小委員会を設置するに御異議ありませんか。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

次に、ただいま設置いたしました小委員会の小委員及び小委員長長の選任につきましては、委員長より指名することに御異議ありませんか。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、小委員には

- 小川 平二君 小泉 純也君
- 小平 久雄君 中村 幸八君
- 南 好雄君 加藤 謙造君
- 田中 武夫君 松平 忠久君

以上八名を、小委員長には中村幸八君を指名いたします。

○長谷川委員長 次は、休憩前に引き続き特許法案関係十法案を一括して議題といたします。審査を進めます。

この際、特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に対し、田中武夫君外七名より、自由民主党及び日本社会党共同提案にかかる修正の動議が提出されておりますので、この趣旨の説明を聴取することといたします。田中武夫君。

特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に対する修正案

特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の一部を次のように修正する。

第四條中第九十六條第三項及び第九十七條の規定を次のように改める。

第九十六條第一項及び第三項中「実施権」を「専用実施権若しくは通常実施権」に改める。

○田中(武)委員 私は自民党の委員各位の御了解を得まして、特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に対する修正案を提出いたしたいと思ひます。

まず案文を朗読いたしたいと思ひます。特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の一部を次のように修正する。

百條の改正規定を次のように改める。

第九十六條第一項及び第三項中「実施権」を「専用実施権若しくは通常実施権」に改める。

本修正案を提出いたします理由につきましては、本委員会におきまして政府委員との間にいろいろと質疑応答を重ねましたので、その詳細を申し述べることと存じますが、独占禁止法第九十六條の規定は特許または実施権の取り消し及び政府との契約禁止宣言の規定でございませう。第四條の原案は、特許法の改正に伴つて独占禁止法の第九十六條を削除し、それに伴つて第九十六條の一部を削除する、こういうようなことでありますが、つづきに独占禁止法の内容あるいはその性格を調べましたときに、單に特許法の改正によつて特許の取り消しを従来あったものをなくした、こういうだけで百條全体を削除するという点につきましては、その範囲をこえた改正のようにも考えられます。

そこで今申しましたような修正案を提出いたしましたわけでございます。この修正に當りましては、われわれ社会党と自民党委員各位との間には、若干の認識が異なるとはいへ、われわれの修正案提出に対しまして、快く御賛同いただきました自民党の各委員に敬意を表しまして、修正案の趣旨説明を終りたいと存じます。

○長谷川委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終了しました。お諮りをいたします。十法案並びに

ただいま提出をされた修正案の質疑を終局するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

次に十法案並びに田中武夫君外七名より提出された修正案を一括して討論に付するのであります。通告もありませんので、これを行わず、直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○長谷川委員長 御異議なしと認め、これより順次採決をいたします。

まず特許法案、特許法施行法案、実用新案法案、実用新案法施行法案、意匠法案、意匠法施行法案、商標法案、商標法施行法案及び特許法等の一部を改正する法律案、以上九法案を一括して採決をいたします。

以上九法案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

〔総員起立〕

○長谷川委員長 起立総員。よって各案はいずれも原案の通り可決をいたしました。

○長谷川委員長 次に特許法等の施行に伴う関係法令に伴う関係法令の整理に関する法律案の採決をいたします。

まず自由民主党及び日本社会党共同提案にかかる田中武夫君外七名より提出をされた修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○長谷川委員長 起立総員。よって本修正案は可決をいたしました。

次にただいまの修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○長谷川委員長 起立総員。よって本案は自由民主党及び日本社会党共同提案にかかる田中武夫君外七名提出の修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

次に本日議決をいたしました特許法案に対し、自由民主党及び日本社会党共同提案にかかる附帯決議を付すべきであるとの動議が提出されております。この趣旨説明を求めます。

小泉純也君。

○小泉委員 ただいま可決されました特許法案に対して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる附帯決議案を提出いたします。

まず案文を朗読いたします。

特許法案に対する附帯決議
政府は、特許法を初め、工業所有権に関する新法の制定とともに、特許行政についても、画期的改善を加え、特に左記諸点については、速やかに方策を樹立するとともに、その早急な実現を図るべきである。

記

一、今回の改正による特許料、登録料及び手数料の値上げに伴う増収分は、あげて人員の増加を初め、審査、審判事務の促進のための経費に充当し、出来れば補正予算で措置すること。
二、累積せる審査、審判件数の一掃につき、応急、恒久対策を樹立すること。

三、審査官、審判官については、その職務の特殊性並びに有能人材確保の困難性に鑑み、妥当適正な特別給与制度を考慮すること。
四、工業所有権関係新法の運用に当っては、常に技術の進歩及び時

代に即応するよう措置すること。
なお、速やかに、弁理士法の根本的改正法案を提出すること。

五、特許発明の企業化促進のため、一般に対する発明内容の周知に努めるとともに、補助金制度等を拡充強化すること。
以上の趣旨につきましては、質疑を通じてすでに明らかでありますので省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同あらんことを希望いたします。

○長谷川委員長 以上で趣旨の説明を終りました。

この附帯決議につきましては質疑の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

小泉純也君外七名より提出された動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○長谷川委員長 御異議なしと認め、よって特許法案に対しては、小泉君外七名より提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際通商産業政務次官より発言を求められております。これを許可いたします。

中川通商産業政務次官。

○中川(俊)政府委員 特許法案等に関する事項は連日御審議をいただきました。ただいま御可決になりました附帯決議の趣旨を十分体しまして、この新法施行については、今後万全を期する覚悟であります。何とぞよろしくお願いたします。ありがとうございます。

○長谷川委員長 本日議決をいたしま

した特許法等十法案に関する委員会の報告書の作成等に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

本日はこれにて散会をいたします。

午後五時散会

〔参照〕

特許法案(内閣提出第一〇八号)(参議院送付)に関する報告書

特許法施行法案(内閣提出第一〇九号)(参議院送付)に関する報告書

実用新案法案(内閣提出第一一〇号)(参議院送付)に関する報告書

意匠法案(内閣提出第一一一号)(参議院送付)に関する報告書

意匠法施行法案(内閣提出第一一二号)(参議院送付)に関する報告書

商標法案(内閣提出第一一五八号)(参議院送付)に関する報告書

商標法施行法案(内閣提出第一一九九号)(参議院送付)に関する報告書

特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第一六〇号)(参議院送付)に関する報告書

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五七号)(参議院送付)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十四年四月一日印刷

昭和三十四年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局